



発行 東京都

目次

告示

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除：（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（六件）…二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定

…（福祉保健局障害者施策推進部計画課）…八

○家畜人工授精師の登録…（産業労働局農林水産部農業振興課）…二〇

○都道の区域変更（四件）…（建設局道路管理部路政課）…二〇

告示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定…二七

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消し…二七

告示（公）

○警備業法による行政処分についての公開の聴聞…二七

公告

○特定非営利活動法人の認定…（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…一七

○仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効…（同）…一八

告示

○土地区画整理事業の換地処分…（都市整備局市街地整備部民間開発課）…一八

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出…（産業労働局商工部地域産業振興課）…一八

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要…（同）…一九

東京都告示第六百二十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第四百三十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年四月十四日

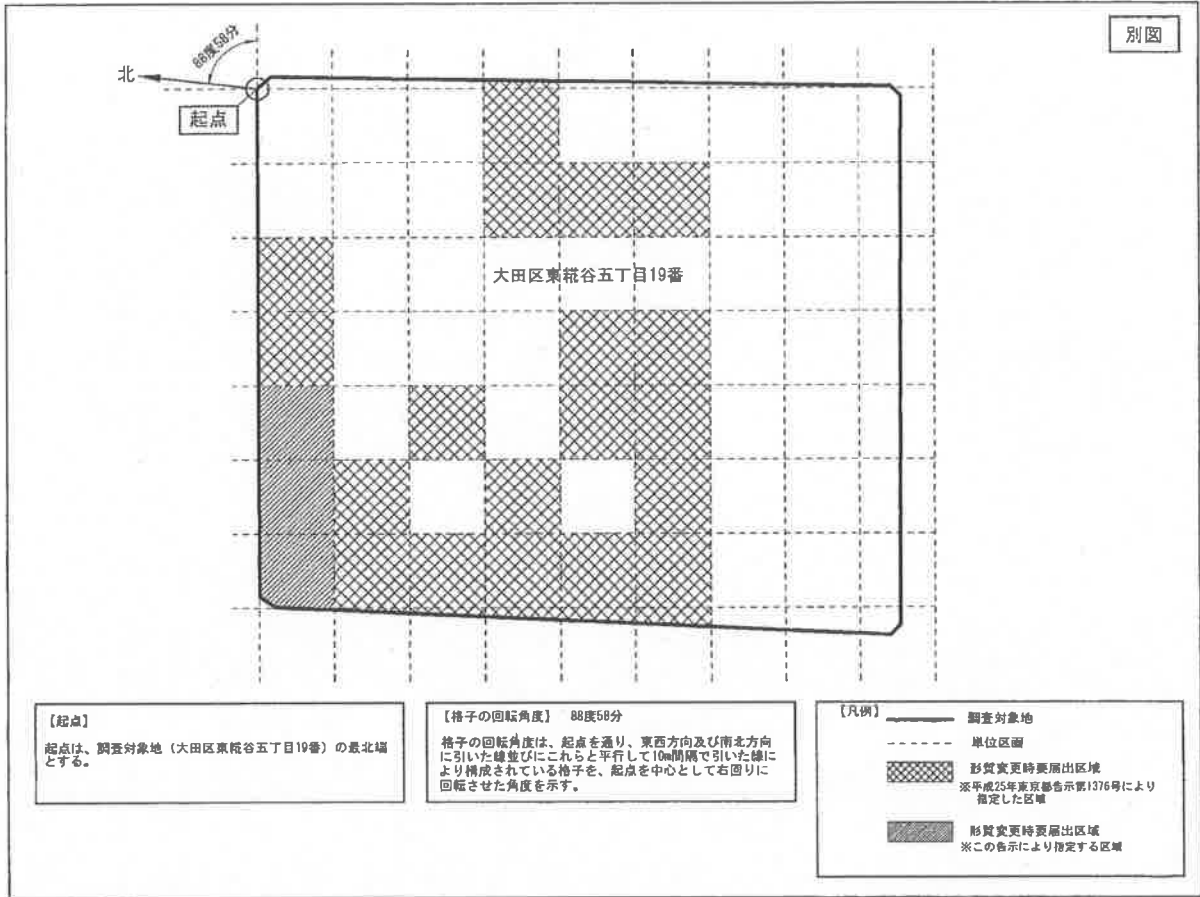
東京都知事 舩 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（江戸川区北小岩一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



別図

●東京都告示第六百二十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更特要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

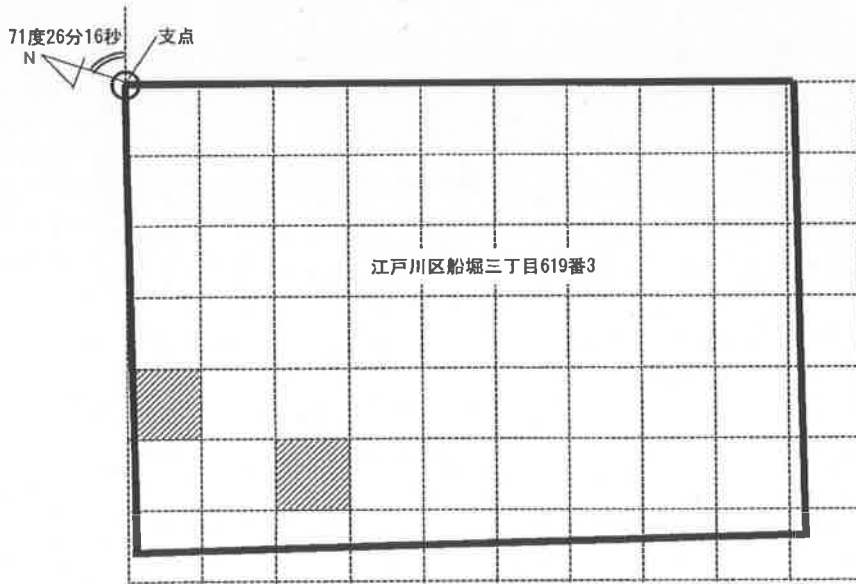
平成二十六年四月十四日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更特要届出区域 別図のとおり（江戸川区船堀三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物

別 図



<支点>
 支点は、江戸川区船堀三丁目619番3の最北端とする。

<格子の回転角度> 71度26分16秒
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 敷地境界線
- 単位区画境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域

● 東京都告示第六百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関を指定したので、法第六十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年四月十四日

東京都知事 舩 添 要 一

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………一
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………一
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………一
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………三
- ………(同)……………三
- 都道の供用開始……………(建設局道路管理部路政課)……………五
- ………(同)……………五
- 特定非営利活動法人の認定……………六
- ………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………六
- 特定非営利活動法人の仮認定……………六
- ………(同)……………六
- 事業協力者の公募……………(都市整備局市街地整備部企画課)……………六
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………七
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………八
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(同)……………九

告示

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………一〇
- 平成二十七年危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施……………(東京消防庁)……………一〇
- 平成二十七年消防管理講習及び防災管理講習の実施……………(同)……………二
- 平成二十七年消防管理講習及び防災管理講習の実施……………(同)……………二
- 平成二十七年消防管理講習及び防災管理講習の実施……………(同)……………二
- 平成二十七年消防管理講習及び防災管理講習の実施……………(同)……………二

東京都告示第八十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社新日本住宅
- (二) 代表者氏名 代表取締役 木村 伸宏
- (三) 主たる事務 練馬区練馬一丁目五番二号 所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(三)第七九二二三号
- (五) 免許年月日 平成二十二年十二月八日
- 二 処分年月日 平成二十七年一月十四日
- 三 処分内容 業務の全部の停止二十二日間(平成二十七年一月二十九日から同年二月十九日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第四十四条及び第六十五条第二項第二号

東京都告示第八十三号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない

ので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十七年一月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

東京都告示第八十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第六百二十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

商号	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号	免許年月日
株式会社 クレバー	代表取締役 伊藤 秀幸	練馬区豊玉 上一丁目八番十八号	練馬区豊玉 上一丁目八番十八号	平成二十三年十二月二十四日
株式会社 FAMI LIA	代表取締役 吉田 武生	北区赤羽一丁目三十二番十一号三	北区赤羽一丁目三十二番十一号三	平成二十三年八月十九日

東京都告示第八十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第六百二十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(江戸川区船堀三丁目地内)

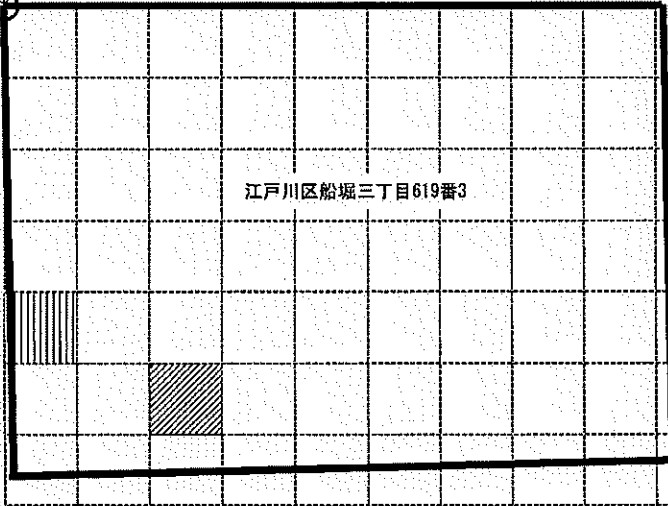
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図

71度26分16秒
N

支点



江戸川区船堀三丁目619番3

<支点>

支点は、江戸川区船堀三丁目619番3の最北端とする。

<格子の回転角度> 71度26分16秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

- 敷地境界線
- 単位区画境界線
- ||||| 指定を解除する区域
- //// 形質変更時要届出区域